「介護保険施設及び地域密着型サービス事業所開設事業者公募要項(第7期介護保険事業計画 分)」に係る質問・回答一覧

番号	区分	質問	回答
1	応 募関係 書類	応募施設のうち特別養護老人ホーム以外の施設については第2種社会福祉事業に該当するため、社会福祉法人以外の者であっても開設が可能であるが、医療法人が開設するに当たっては、医療法の規定に基づき、当該法人が行う「附帯業務」として定款又は寄附行為を改正する必要がある。 この場合、P5に記載されている「定款・寄附行為」及び「法人登記簿謄本」は、応募申請時において改正後の定款又は寄附行為、及びその旨が記載された法人登記簿謄本である必要があるか。	ご指摘のとおり、医療法人が附帯業務として社会福祉 事業を行うに当たっては医療法第42条第7号の規定等 に基づき、その旨を定款又は寄附行為に定める必要があ りますが、事業実施が確定していない応募申請時におい て定款又は寄附行為の改正を行うことは、現実的に困難 であると考えます。 従いまして、定款又は寄附行為については、現行定款 又は寄附行為に改正後内容を加筆・修正等により予定反 映したものを提出することとして下さい。(その場合、 加筆・修正等箇所は、下線や赤字印字等分かるように明 示のこと。) また、法人登記簿謄本についても申請時時点での実施 事業を記載したもので差し支えありません。
2	応募関係 書類	様式2「事業計画書」-4.整備等に係る資金計画概要(P16)のうち、(3)初年度年間運営事業費の項目について、「初年度」の示す期間は4月から翌年3月までの期間、施設開設予定月から12月間のいずれにおいて記載するのか。	当該項目は、開設する施設等サービス提供に係る介護報酬の支払いがサービス提供月の翌々月であることを踏まえ、申請事業者が年間運営事業費の12分の3以上の自己資金が確保可能であることを確認するものであるため、開設予定月が4月以外である場合は、施設開設予定月から12月間を「初年度」として記載して下さい。
3	整備予定地関係	整備予定地が借地である場合の条件の一つに「施設運営の継続に必要となる期間の地上権 又は借地権を設定し、かつ、これを登記すること」(P3)とあるが、当該権利の設定及び登記は申請時点で行ってなければならないか。	権利の設定及び登記は開設事業者として選定された 後に行うことで差し支えありませんが、その場合、所有 者の同意書や借地契約書の写し等、現時点で公募要項に 示す借地条件を満たすことが確実であることを証する 書類を応募申請書類として提出することとして下さい。
4	整備予定地関係	整備予定地について「用地の開発、造成及び施設建設に際し、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、農地法など、各種法令の規制を受けないか、規制の解除が確実であること」(P3)とあるが、整備予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、事前に文化・スポーツ振興課と協議のうえ、試掘調査を実施しておく必要があるか。	埋蔵文化財包蔵地に開発行為を実施する場合は、文化 財保護法第93条第1項の規定に基づき事前(60日前) の届出が必要となり、同条第2項の規定により、当該開 発行為が遺構に及ぼす影響に応じ、発掘調査の実施も含 めた必要な指示が出されることとなります。 当該指示の内容によっては整備計画が大きく影響を 受けることとなりますが、当初計画に比し大幅に遅延 し、公募要項に定める延長期限日(P2)を超える場合 は、事業候補者の取り消し要件(P8)に該当すること となりますので、(公募要項の必須事項ではありません が)整備計画の確実性を担保するためにも試掘調査を事 前に実施することが望ましいと考えます。

5	資金計画関係	資金計画について、地域医療介護総合確保基金による補助金活用を希望する場合、「当該補助金額は平成30年度単価を上限として積算すること」(P4)とあるが、具体的にはどのように記載したら良いか。 また、補助金の交付が受けられる場合、交付時期はいつごろを想定すれば良いか。	地域医療介護総合確保基金による補助金については、 (1) 平成 30 年度単価に基づき積算した額 (2) 施設等整備費用から寄付金等を差し引いた額 のいずれか少ない方の額を計上することとして下さい。 また、補助金交付時期は、当該施設整備事業が完了する日が属する年度と同一年度中に交付されるものとして計上して下さい。
6	応募関係 書類	様式2「事業計画書」-4.整備等に係る資金計画概要(P16)のうち、(3)初年度年間運営事業費の項目に関し、「事業費」欄の合計額と「資金内訳」欄の合計額は同額を記載することでよいか。	実運用上においては事業費額と収入額に相違が生じることとなりますが、当該様式中記載欄は、初年度年間運営事業費のうち、自己資金として12分の3に相当する額が担保されているかどうかを確認するためのものであるため、あらかじめ当該事業費に係る自己資金額を確定のうえ、「事業費」欄の合計額と「資金内訳」欄の合計額が同額となるよう、他の財源を資金として充てることとして下さい。
7	応 募関係 書類	様式2「事業計画書」一4.整備等に係る資金計画概要(P16)のうち、(4)その他の事業費の項目に関し、具体的にはどのような費用が想定されるか。また、その財源は全額自己資金で確保する必要があるか。	当該欄については、用地取得費、施設等建設費及び初年度年間運営事業費等のほか、施設等を整備するに際し必要な費用がある場合に記載するものであり、一例としては、既存建物がある場合の解体撤去費、(申請時において法人でない場合の)法人設立費、新規開設に伴う広告宣伝費及び従事者確保のための事業費等が想定されます。 なお、財源については特段指定するものではありませんが、自己資金を充てる場合は、当該自己資金の確実な確保が見込まれることが前提となります。
8	応募手続 関係	申請関係書類を提出後、応募を取り下げた場合、何らかのペナルティはあるか。	申請段階での取り下げについては特段のペナルティ はありませんが、事業候補者の選定後に辞退申し出を行った場合は、応募資格の欠格要件に該当し、次回公募の 際に申請を行うことが出来ませんので、ご注意願います。
9	応募関係 書類	第5. 応募手続等-2. 提出書類-(14)に掲げる資金収支計画書(P5)に関し、記載内容について「事業開始から3年間の収支予算額及び積算根拠(介護報酬、利用者負担額、人件費及び事務費等の明細)」とあるが、各企業等会計基準等において該当する勘定科目がない場合、どのように記載すれば良いか。	資金収支計画書については、収入及び支出いずれの金額も合理的な基準や方法等明確な根拠に基づき算出されたものであることの確認を目的として提出を求めるものであることから、必ずしも統一した科目で記載することを要しません。 従って、当該様式において設定する科目については、各企業等会計基準や申請法人等が定める会計規則等に則った科目とすることで差し支えありません。

			既指定介護保険サービス事業者については、法人にお
			ける介護保険事業部門の財政運営が不安定である場合、
			(1)将来における介護保険事業からの撤退
			(2)介護従事者の処遇低下
		1. 既指定介護保険サービス事業者に係る応募資格要件の一つに「原則として、過去3期連続して営業活動に基づく収支が黒字となっていること。(施設整備や既存施設の改修等、相当の事由による一時的な赤字の場合を除く。)」とある(P2)が、黒字判断は法人全体、介護保険事業のみのいずれにおいて行うのか。 2. 仮に介護保険事業の収支で判断する場合、	(3)サービスの質的水準の低下
			等に繋がる懸念があることから、相当の事由による一時
			的な赤字の場合を除き、3期連続の黒字を応募資格要件
	応募資格		としたものです。
			従いまして、介護保険事業として3期連続して黒字を
			確保しているのであれば、法人全体として収支内容によ
10			らず応募資格要件に抵触することはありません。(但し、
			応募提出書類として直近3年間の法人の決算報告書を
			位置づけており(P5)、法人全体としての経営状況は、
		法人内の介護保険サービス区分全体の合	その内容・理由により事業候補者選定の際の判断材料の
		第で黒字であれば良いのか、各サービス区	一つとなる可能性はあります。)
		分ごとで黒字でなければならないのか。	なお、介護保険事業の収支は、介護報酬の改定が実態
		力ととて無手でありればなりなりのか。	調査に基づく収支差率を勘案し、サービス種類別に行わ
			れている実態(従って、サービス種類によっては改定前
			の収支差率全国平均値が△であることも有り得る。)を
			踏まえ、各サービス区分ごとによらず、介護保険事業全
			体としての黒字判断とすることで差し支えありません。
			当該記載欄は、主として複数事業者から応募があった
		様式2「事業計画書」―9―(9)「その他、	場合の他応募者と比較しての優位性等を判断するため
		事業運営に関する申請者としての提案及び具	のものですので、同一制度環境下での比較が前提となり
11	書類	体的取り組み」(P19)にある「申請者として	ます。
	音規	の提案」の記載事項は、申請者の取り組み事項	従いまして、制度環境が異なる可能性がある行政への
		のみか、行政への提案事項等も含むのか。	提案事項等は含まず、申請者の取り組み事項のみを記載
			することとして下さい。
	応募関係 書類		小規模多機能型居宅介護における「通いサービスの定
			員」とは、同時にサービスを受ける者の上限を指すもの
		様式6-4「施設等概要及び職員配置計画	であり、実利用者の上限を指すものではありません。
		(小規模多機能居宅介護分)」(P30)中にあ	従いまして、例えば「通いサービスの定員」が 15 人
12		る「通いサービスの利用者数(推定数)」につ	であって、午前中に 15 人が通いサービス利用し、別の
12		いて、同様式中の「通いサービスの定員」とは	10 人の利用者が午後に通いサービスを利用する場合
		異なるのか。	は、「通いサービスの利用者数」は 25 人となります。
			※「平成 24 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 2)」(平
			※ 「平成 24 年度」 i 護報酬 i 成 に 図 9 る Q & A (Vol. 2) 」 (平成 24 年 3 月 20 日付介護保険最新情報(Vol. 273)) 参照

		整備予定地を賃貸借契約での確保を予定し
		ており、当該予定地に既存建物がある場合、解
	資金計画	体工事費用は現所有者、施設整備事業者のいず
13	関係	れが負担すべきか。
	因派	仮に所有者が負担する場合、様式2「事業計
		画書」―4.整備等に係る資金計画概要(P16)

に解体費用は計上しない取扱いで良いか。

賃貸借契約により整備用地を確保する場合の既存建物の取り扱いについては、個々の事例に照らし契約事項として整理されるものと考えられるため、各会計基準や経理規程等に則った適正な処理に努めてください。(市としては特段の指定は行いません。)

また、様式2「事業計画書」-4.整備等に係る資金 計画概要については、施設整備等に要する費用に関し、 申請事業者として自己資金をはじめ資金調達の目途が 確保されているかどうかを確認するためのものである ため、既存建物の解体費用を現所有者が負担する場合 は、ご指摘のとおり計上の必要はありません。